処分等年月日	令和8年11月5日
事業者名	瀬戸内シーライン株式会社
処分等の種類	警告
原因となった 事故等の概要	令和８年８月２８日に瀬戸内シーライン株式会社に対して、中国運輸局の運航労務監理官が船員法にかかる立入検査を実施したところ、船員の雇入れ手続きが適切に行われていないなどの違反が確認された。 それを端緒に令和８年９月７日に船舶「SEA SPICA」、令和８年９月１６日に事業場に対して、海上運送法第２５条第１項にかかる立入検査を実施したところ、海上運送法に基づく安全管理規程遵守違反の事実が確認された。 今後、かかる事態の再発防止を図り、輸送の安全を確保するため同社に対して、輸送の安全確保に関する警告書を発出した。
処分・指導内容	（１） 運航管理者等は、安全管理規程第１８条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、関係法令及び安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。 （２） 運航管理者は、安全管理規程第２３条に基づき、関係法令を遵守し、輸送の安全性を検討した上で配乗計画を作成すること。
違反点数付与状況	違反点数3点 累計点数3点